

○庄原市介護職員研修受講費補助金交付要綱

平成28年3月3日告示第16号

庄原市介護職員研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、介護人材の質の向上、確保及び定着を図るため、介護職員研修を受講し市内の介護事業所等で就労する者に、予算の範囲内で補助金を交付し、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において研修とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能の習得

2 この要綱において介護事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設であって、市内に存するものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、介護職員として市内の介護事業所等で就労している者（介護事業所等が雇用契約を締結し、雇い入れた職員をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研修修了時点で既に介護事業所等で就労しており、その後、就労期間が3月を経過した者
- (2) 研修修了から6月以内に介護事業所等で新たに就労した後、就労期間が3月を経過した者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする本人又は同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納しているときは、当該本人を補助対象者としなない。

(補助金額)

**第4条** 補助金の額は、研修に係る受講費用（受講料、実習費及び研修に使用

するテキスト代)の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)とし、初任者研修については30,000円を上限又は実務者研修については50,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の機関等から当該研修の受講費用又は同様の趣旨の補助金等の交付を受けているときの補助金額は、研修に係る受講費用から当該補助を受けた額を控除した額の2分の1以内とし、前項の上限額の範囲内とする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、庄原市介護職員研修受講費補助金交付申請書(様式第1号)を、補助対象者としての要件に該当した日から6月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 研修修了証明書の写し
- (2) 就労証明書
- (3) 研修に係る受講費用の領収書

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは庄原市介護職員研修受講費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めたときは庄原市介護職員研修受講費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第7条** 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、庄原市介護職員研修受講費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第8条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

(補助金の返還)

**第9条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合におい

て、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(補助金交付の対象等)

2 第3条に規定する補助金交付の対象となる者は、平成28年4月1日以後に実施される研修を受講し、かつ、平成32年3月31日までに研修を修了した者とする。

3 第5条第1項に規定する交付申請書を提出できる期限が平成33年2月28日を超える者については、同項の規定にかかわらず、平成33年2月28日までに交付申請書を市長に提出しなければならない。

(失効)

4 この告示は、平成33年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成33年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有する。

**様式** (省略)